配当公告

徳島県美馬市脇町大字脇町八〇二番地の一
破産者　株式会社アイリス

右の者に対する徳島地方裁判所美馬支部平成二十七年（フ）第三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五九七、二一〇、二四三円

一、配当することのできる金額
金七〇、八二九、八六四円

平成三十年五月二十二日
徳島市新蔵町一丁目八二番地　ダイアパレス新蔵二〇七
破産管財人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区博多駅南六丁目八番、最後の住所北海道小樽市花園一丁目八番一号海月本社ビル三〇一号
被相続人　亡　福田　明治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
事務所北海道小樽市朝里三丁目五番二八号
恵新ビル一階　恵新法律事務所
相続財産管理人　弁護士　滝澤　雄次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区本木一丁目六〇二番地、最後の住所東京都足立区本木東町一三番六号
被相続人　亡　比佐布紗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北沢四丁目八番、最後の住所東京都世田谷区北沢四丁目八番三〇号
被相続人　亡　山口　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
東京都千代田区神田小川町三―二八―七昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市入生田八四番地、最後の住所東京都板橋区三園二丁目一五番二二号特別養護老人ホーム三園の里
被相続人　亡　鈴木　恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番八号ＮＣＯ神田須田町三階林・園部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　園部　洋士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区本羽田三丁目七六五番地、最後の住所東京都大田区東糀谷五丁目一九番一八号ＳＯＭＰＯケア　ラヴィーレ羽田四〇七
被相続人　亡　古川　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区馬場四丁目三一八番地、最後の住所横浜市鶴見区馬場四丁目八番一七号
被相続人　亡　赤澤　眞史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
横浜市中区相生町一―一五第二東商ビル五階
相続財産管理人　弁護士　福田　盛行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区真金町一丁目一〇番地、最後の住所横浜市南区真金町一丁目一〇番地
被相続人　亡　土屋　隆光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング九階山本安志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　安志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区岡村七丁目一八番、最後の住所横浜市磯子区森一丁目八番五―一〇五号
被相続人　亡　井関　恵輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
横浜市中区本町四―三六　朝日生命横浜本町ビル五階
相続財産管理人　弁護士　佐野　高王

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡立科町大字山部二一四四番地、最後の住所長野県北佐久郡立科町大字山部二一三二番地一
被相続人　亡　吉村イセ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
長野県上田市中央四丁目九番七号
相続財産管理人　岩下智太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市加納東陽町二〇番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　庄藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日
事務所岐阜県関市栄町三丁目二番四号　関あさくら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山科正太郎

第22期決算公告　平成30年5月22日

東京都杉並区成田東五丁目42番15号
株式会社ロイヤルデベロップメント
代表取締役　田島　永一

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	101,933
	固定資産	1,506,994
	繰延資産	2,705
	資産合計	**1,611,633**
負債及び純資産の部	流動負債	13,920
	固定負債	1,415,590
	負債合計	**1,429,511**
	株主資本	182,122
	資本金	80,000
	利益剰余金	102,122
	その他利益剰余金	102,122
	（うち当期純利益）	（100,896）
	純資産合計	**182,122**
	負債・純資産合計	**1,611,633**